

公園管理における住民参加の実態

日大生産工(院) ○重松 良佳 日大生産工 亀井 靖子
首都大都市環境 山本 康友 日大生産工 曾根 陽子

1. はじめに

地方自治体は税収が減少しつつあり、限られた財源の中で公共空間における施設運営を効率良く行うために住民参加を望んでいる。施設運営に実施的な住民参加を取り入れることは、運営費の節約に加え、公共空間を住民自ら管理することで愛着を育むこともできるという二つの側面がある。このことから、住民参加は、建築が建築目的に沿うように管理運営される一つの重要な手法と考えられる。しかし、現実には住民参加をうまく取り入れ定着させている自治体は極めて稀である。

本研究では、維持管理や運営が比較的容易で住民参加の実績が多い公園に着目し、公共空間における施設管理を良好にコントロールする手段を示すことを目的とする。公園管理における住民参加の事例により、自治体がいかに住民参加を促すのが効果的であるか、住民自ら進んで公園管理を行う環境とはいかなるものかを検証し、公共空間における施設運営に関する今後の参考資料とするものである。

2. 調査概要

調査対象 34 自治体（1 都 2 府 9 県）、清掃会社 2 社、指定管理団体 1 団体へのヒアリング調査、メールアンケート調査を既報^{1) 2)}の通り実施した。

3. 調査結果

3-1 公園管理における住民参加の現状

公園管理における住民参加の有無について「あり」「なし」「不明」の 3 つに分類したところ、調査対象 34 自治体中 30 自治体が「あり」と回答しており、（未回答 4 自治体を除いた）全ての自治体で住民参加が行われていることが分かった。

公園管理における住民参加とは、地域住民や町会による公園愛護会活動やボランティア活動などである。主な活動内容は、公園清掃や公園花壇管理、ワークショップ、園内の見回りなどであるが、公園内の簡易トイレの管理を行うような特殊な例もみられ、住民参加の活動内容はもちろん、支援内容や団体数は自治体により様々でばらつきがみられた。

また、これらの結果より、自治体によって住民参加をどの程度重視しているかという意識にも差があると考えられる。

3-2 住民参加のきっかけ

住民参加のきっかけは活動内容や自治体の住民参加に対する支援制度により「自治体が住民参加を促している」「住民が自発的に住民参加している」「指定管理者が住民参加を促している」の 3 種類に分類することができる。この 3 種類それぞれの事例を以下の 1～3 に示す。

1) 自治体が住民参加を促している例

Y 市では、昭和 36 年より公園愛護会制度が始まり住民参加を長年支援しており、現在は管理している公園数 2588 箇所内 2295 箇所、2353 団体の公園愛護会が活動している。結成率は 88.7%で公園管理における住民参加が定着している。

平成 17 年に制度改正を行い、支援内容が「金銭支援のみ」であったのを「金銭支援＋技術支援＋物品支援＋活動コーディネート」へと変更した。この変更の目的は、住民が活動するにあたって選択の幅を広げ、活動内容の充実を図り、公園愛護会活動を活性化させるため、担当職員はその効果によって実際に活動が活発になってきていると語っていた。特に Y 市で特徴的なのは、市内各区に 1 名愛護会コーディネーターがおり、公園愛護会と市の架け橋として、参加者が公園管理においてやりたいことを実現するため、技術支援や物品支援の手配をする役割となっている。

また、「公園愛護会会員の高齢化、後継者問題」など抱える課題もあるが、活動が優秀である愛護会会員や公園愛護会に対し表彰を行い、活動内容の広報をネット上で載せるなど、住民がやりがいや興味を持つような工夫を積極的に行っていた。

以上のことから、自治体から住民参加を促すには、金銭だけでなく幅広く自由に選択できる支援とそれらが無駄なくコーディネートする体制や参加者にやりがいや興味を持たせる工夫が必要であることが考えられる。



図 1 技術支援の例



図 2 物品支援の例：立て看板

2) 住民が自発的に住民参加している例

F市では、2006年の3町との合併以前より、近隣住民による公園トイレ清掃（市からの補助なし）が行われていた地域があり、現在もその地域では補助なしでの維持管理が継続され良好に保全されていた。

K市では、町会で管理することを条件（委託費は出ない）に簡易型の公園トイレを作った公園が48箇所あった。しかし、町会が高齢化し管理しきれなくなった公園トイレを閉鎖や撤去したという例もあった。

Se区M公園では、地域住民の不要となった三輪車を公園に集め、地域の子供たちに貸し出す取り組みが行われていた。常駐している町会構成員がいるため安心して子供たちが遊べる環境が整っているが、三輪車の不法投棄が問題になっていた。



図3 三輪車の様子



図4 町会構成員の活動

A区S公園は、防災拠点となる再開発事業によって開発された公園で、計画段階では地域住民の反対もあったが、話し合いを重ねることで、防災拠点であることが徐々に受け入れられた。そのため、他の区の避難区民を守るという使命感を持っているようで、地域住民主体で実践的な防災訓練などの行事を行っていた。日常的には地域住民による公園の巡回が頻繁に行われていた。このように、利用者が安心して公園利用できる環境が整い、公園には子供たちや運動をするお年寄りで溢れていた。



図5 住民による見回りの様子



図6 園内が賑わう様子

M市N公園では、ボランティア団体が自然の環境の大切さを利用者に知ってもらうことを目的として園内にある自然観察園の維持管理作業を月3回定期的に行っていた。作業、野鳥、植物、昆虫のグループがあり、自然観察会やイベントなど住民主体で積極的に行っていた。



図7 自然観察園の案内図



図8 舗装された自然観察園内

以上のことから、住民が自発的に住民参加するには、活動が昔から定着している場合を除いて、自治体からの支援がなければ継続が難しく、公園づくりに住民を参加させるなど愛着を持たせるきっかけづくりが重要であると考えられる。

3) 指定管理者が住民参加を促している例

N区T公園では、指定管理者T社が指定管理者として運営管理業務を行っており、清掃、施錠、防犯対策など基本業務に加え、年間20種類ほどのイベントを企画・運営しており、イベント終了後に参加者へのアンケートを必ず行いこまめな情報収集を心がけていた。イベントについては、ホームページ上に載せるなど大々的に告知されていた。イベントの運営は住民ボランティアによって行われており、イベントに参加し興味を持つことでボランティアに参加するようになる例や、公園利用者の方から「こんなイベントがしたい」という要望を受け実行する場合もあると担当者は語っていた。

このように、指定管理者制度を採用している公園には、指定管理者が積極的に住民を巻き込むイベント企画を行っているところもある。住民が楽しみながらイベントに参加できる体制づくりは、自治体だけでなく指定管理者など運営を委託されている者の企画力や広報力によっても補うことができると思われる。

4. まとめ

研究結果より、「公共空間における施設管理の住民参加」を活性化させ定着させるには、自治体や指定管理者など公園管理者からの十分な支援が必要であり、支援内容を充実させ活動内容の幅を広げることが重要であると考えられる。

（参考文献）

- 1) 福井典子、亀井靖子、曾根陽子：公園及び公園トイレにおける保全状況調査—公共空間における維持管理保全の手法に関する研究 その1—、日本建築学会大会学術講演概要集、pp.1249—1250、2010、9
 - 2) 重松良佳、亀井靖子、曾根陽子：公園及び公園トイレにおける保全状況調査—公共空間における維持管理保全の手法に関する研究 その2—、日本建築学会大会学術講演概要集、pp.1251—1252、2010、9
- 謝辞：本研究は平成21年度科学研究費補助金（基盤研究（c））の助成を受けたものである。